

建築確認申請を審査する建築主事が、デザインの指導までできたらいいのだが——。布野修司滋賀県立大大学院教授が京都市で試みている「タウンアーキテクト」は、元々そんな発想から生まれた。建築主事は建築基準法については詳しいが、デザインは分からない人が多い。であれば、建築家がタウンアーキテクトとしてカバーし、デザイン指導をすればいいというのだ。欧州ではこの制度が根付いている。景観法の施行で、日本でも現実味がでてきた。



滋賀県立大大学院教授
布野 修司氏

建築家が景観デザイン指導

基準は土地の歴史と固有の材料

景観法によって、これまでできなかった規制ができるようになった。「たとえば、形態や色も決められる仕組みになっている。しかし、杓子定規には決められない。お稲荷さんの赤い鳥居が緑に映えるように、一律に色を決めるのは無理だ。そこで、心有るアーキテクトに、良識あるアーキテクトに判断を委ねようと言ってきた」

こうした考え方は『タウンアーキテクト論序説』として2000年に書きあげている。

「15年ほど前、建築技術教育普及センター（JAEIC）に建築文化景観問題の委員会ができて、その座長を務めた。国交省（当時建設省）の若手課長、建築家の隈研吾氏、團紀彦氏、山本理顕氏らが入って、景観の課題を論議していた。この時、建設省のある課長は、建ぺい率違反だとか、取り締まりの行政ではなくて、誘導行政をしたいと言っていた。それでどうしたらいいのか悩んでいた」

国立公園内では、勾配屋根でなければならないとか、曲線はだめなどの暗黙の規制がある。隈氏らは「どうしてなのか」と強い調子で疑問を投げかけていたという。

こうした時に、アーキテクトに判断を求めることが賢明な判断ではないか、というのがタウンアーキテクトの発想だった。建築主事にそこまで求められればいいが難しい。当時、委員会では「アーバンアーキテクト」の名称で制度化の寸前まで進んでいたという。それ

が、阪神大震災の発生で、議論の中心は耐震基準に移っていった経緯がある。

2000年にタウンアーキテクトの序説を書いた後、実際に京都市でシミュレーションを始めた。「京都市には11の区がある。14大学の先生を22チームに分けて、タウンアーキテクトとして各区に割り振った。建築する際にアドバイスをする。法律を守っていても、景観の観点からはこうしたほうがいいなどと指摘する。権限があるわけではないが、システムとして今も動かしている」

景観法ができたことによって、このシミュレーションが現実のものとして機能する可能性も出てきた。自治体によって温度差はあるが、法律に基づき「景観行政団体」としての名乗りをあげて、景観計画づくりを前向きに考える自治体が増えてくるだろうという。

「市長や町長がタウンアーキテクトであると考えていることができる。建築家はそこで助言すればいい」。その建築家には、欧州のタウンアーキテクトのように一定の任期と強い権限を付与すべきだとも。

世界中、同じスタイルを許した近代建築は、まちのアイデンティティを消したと言う。景観は本来、土地ごとに違う。「建築家が判断を下す手がかりはその土地の歴史と固有の材料だ。もちろん新しいものも否定せずに評価していけばいい」

（日刊建設通信新聞社2005年4月8日）